

高齢者いきいきプラン

第 1 1 次高齢者保健福祉計画

第 1 0 期介護保険事業計画

第 1 期認知症施策推進計画

令和 9 年度（2 0 2 7）～令和 1 1 年度（2 0 2 9）

令和 9 年 3 月
入間市

目 次

第1章 総 論

p 1 1 プラン策定にあたって

- p * 1 プラン策定の背景
- p * (1) プランの基本理念
- p * (2) S D G s（持続可能な開発目標）の視点を踏まえたプランの推進
- p * 2 プランの位置づけ及び他の計画との関係
- p * (1) 法的位置づけ
- p * (2) 他の計画との関係
- p * 3 介護保険制度の変遷
- p * (1) 介護保険制度の変遷
- p * (2) 国の基本指針に基づく基本的な考え方
- p * 4 プランの期間
- p * 5 プラン策定までの流れ
- p * (1) 市民意見等の反映
- p * (2) プラン実現に向けた関係課等との連携

p * 2 現状と今後の見通し

- p * 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- p * 2 高齢者等の現状と見込み
- p * (1) 人口と高齢者人口
- p * (2) 75歳以上の人口の増加
- p * (3) 高齢者世帯の推移
- p * (4) 要支援・要介護認定者数の推移
- p * (5) 認知症高齢者数
- p * 3 実態把握と分析
- p * (1) 介護予防・日常生活圏域二エズ調査及び在宅介護実態調査の結果から見た本市
の高齢者像
- p * (2) 介護保険給付の利用状況
- p * 4 日常生活圏域の区分と状況
- p * 5 市の財政状況と高齢者福祉に係る経費

- p * 6 本市の高齢者福祉の課題
- p * * * * *
- p * * * * *
- p * * * * *

p * 3 プランの体系

p * 4 推進体制の整備

- p * 1 市役所内部の連携強化
- p * (1) 職員間の情報共有
- p * (2) 横断的な連携体制の強化
- p * 2 関係機関との連携
- p * (1) 国・県・近隣市との連携体制の推進
- p * (2) 医療・介護サービス事業者との連携
- p * (3) 市民との協働によるプランの推進
- p * 3 プランの進行管理
- p * (1) 進行管理方法
- p * (2) プランの達成状況の点検及び評価

第2章 各 論

- p * 基本目標1 『高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちをつくる』
- p * 基本目標2 『介護が必要になっても安心して暮らせるまちをつくる』
- p * 基本目標3 『市民が市民を支えるまちをつくる』

第3章 認知症施策推進計画

- p * 1 計画策定の背景と位置づけ
- p * 2 入間市の認知症に関する状況
- p * 3 計画の基本的な枠組み

第4章 介護保険サービス事業量の見込みと確保

- p* 1 概要
- p* 2 介護保険サービスの利用見込みと供給体制の確保
 - p* (1) 高齢者人口等の推計と課題
 - p* (2) 取組みの方向性
 - p* (3) 地域密着型（介護予防）サービスの整備
 - p* (4) 居宅サービスの整備
 - p* (5) 施設サービス・居住系高齢者施設の整備
- p* 3 地域支援事業の見込量
 - p* (1) 地域支援事業の見込量の推計
 - p* (2) 訪問型サービス・通所型サービスの見込量等の推計
- p* 4 事業費と保険料の見込みと確保
 - p* (1) 本市の介護保険給付費の推移と推計
 - p* (2) 計画期間及び令和22年度（2040年度）におけるサービス見込量の推計
 - p* (3) 介護保険給付費の推計
 - p* (4) 地域支援事業費の推計
 - p* (5) 介護保険サービス見込量に基づく保険料算定の流れ
- p* 5 介護給付等の適正化
- p* 6 介護保険サービスの質の向上及び介護人材の確保、介護現場の生産性の向上

資料編

- p* 1 入間市高齢者福祉審議会等会議経過
- p* 2 答申書
- p* 3 入間市高齢者福祉審議会委員名簿
- p* 4 入間市高齢者福祉審議会条例
- 5 入間市高齢者保健福祉計画等策定委員会委員名簿
- 6 入間市高齢者保健福祉計画等策定委員会設置要領
- p* 7 介護保険サービス 一覧
- p* 8 市内介護サービス事業所 一覧
- p* 9 地域包括支援センター 一覧
- p* 10 アンケート調査結果の概要
 - p* (1) 調査の概要
 - p* (2) 調査の結果
 - p* (2)－1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 - p* (2)－2 在宅介護実態調査

(2) - 3 入間市認知症アンケート調査

p * 11 介護保険給付の利用状況

p * 12 用語解説

1 プラン策定にあたって

1 プラン策定の背景

我が国で進行している少子高齢化は、今後さらなる進展が見込まれています。「団塊の世代」が全員75歳以上の後期高齢者となった令和7年（2025年）を経て、今後は、医療・介護ニーズが著しく高まる85歳以上人口の急増、および「団塊ジュニア世代」が全員65歳以上となる令和22年（2040年）に向けた、中長期的な人口構造の変化への対応が重要な課題となっています。

令和7年版高齢社会白書によると、全国的な高齢化の進展とともに、高齢者の「単身（一人暮らし）世帯」の増加が顕著となっています。これに伴い、身寄りのない高齢者の社会的孤立や、認知症の発症に伴う権利擁護・意思決定支援の不足など、単なるサービスの量的確保にとどまらない、多様で複合的な地域課題が顕在化しています。

こうした潮流は入間市（以下、本市という。）においても例外ではありません。本市の住民基本台帳（令和8年6月1日現在）によると、65歳以上の高齢者人口は44,692人、高齢化率は31.47%を記録しており、全国平均を上回るペースで高齢化が進んでいます。また、すでに高齢者人口の59.07%（26,399人）を75歳以上の後期高齢者が占めており、医療・介護ニーズがより高まる高齢化の成熟期を迎えています。

このような背景から、新たに認知症施策推進計画を加えた「第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・第1期認知症施策推進計画」を「高齢者いきいきプラン」として策定します。（以下、本プランという。）本プランでは、従来の高齢者福祉の枠組みを超え、地域包括ケアシステムのさらなる深化をはかります。「支える側」と「支えられる側」という固定的な関係を超えて、人と人、人と地域が主体的につながり支えあう「地域共生社会」の実現を目指し、持続可能で活力あるまちづくりを推進していきます。

(1) プランの基本理念

我が国で急速な高齢化が進行する中、本市においては、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けたいと願う高齢者が増えています。単身高齢世帯や高齢夫婦のみの世帯においては、日常生活における見守りへの不安や、認知症に対する不安が、地域社会の温かい結びつきの中で安心を得たいという高齢者の皆様の切実な願いとして表れています。

こうした高齢者の思いに深く寄り添い、地域全体で支え合う体制をより一層充実・強化していくため、前計画の基本理念を継承し、以下の理念を掲げ、施策を推進します。

**高齢者が可能な限り住み慣れた地域で
生きがいをもって生活できる環境が整備された、
明るく活力のあるまちを目指します。**

【現計画4ページの体系図を一部変更して入れる予定】

(2) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえたプランの推進

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SDGsの17の目標は、世界共通の普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、高齢者を含めた本市に住む全ての人々が、互いに尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも通じるものです。

高齢者福祉施策を推進するにあたっては、SDGsの理念を踏まえ、様々な主体と連携しながら、高齢者一人ひとりの人格と個性が尊重され、その人らしく安心して暮らせる社会を目指します。

◆本プランに関連するSDGsゴール



2 プランの位置づけ及び他の計画との関係

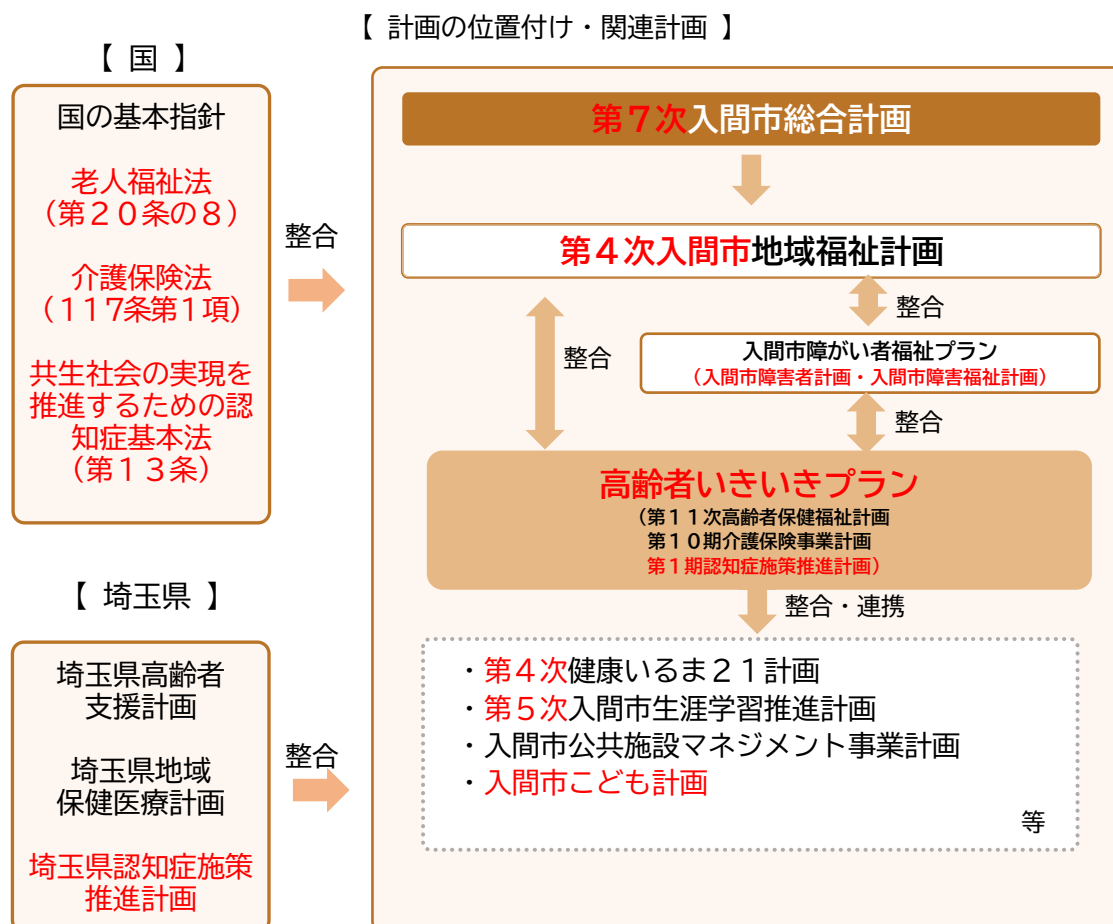
(1) 法的位置づけ

本プランは、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体として策定します。また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく「認知症施策推進計画」を本プランと一体のものとして策定します。

計画名	計画の目的	根拠法令
老人福祉計画	介護保険以外のサービスや生きがいづくりなど、高齢者の地域における福祉の向上を目指す。	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組みを定める。	介護保険法第117条
認知症施策推進計画	認知症の予防から共生・社会参加まで、認知症の人とその家族を地域全体で支えるための施策を総合的かつ計画的に推進する。	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条

(2) 他の計画との関係

「第7次入間市総合計画」の方向性や市の関連計画、県の計画との整合性も踏まえて策定します。



3 介護保険制度の変遷

(1) 介護保険制度の変遷

平成12年度 (2000年度)	●介護保険制度創設
平成18年度 (2006年度)	●予防重視型システムへの転換 ・日常生活圏域の設定 ・地域支援事業の創設 ・地域包括支援センターの設置 ・地域密着型サービスの創設
平成24年度 (2012年度)	●地域包括ケアシステムの実現 ・地域密着型サービスの追加 ・介護予防・日常生活支援総合事業の創設
平成27年度 (2015年度)	●地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化 ・地域支援事業の充実 ・低所得者の保険料軽減の強化 ・一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げ ・特別養護老人ホームの機能重点化 ・補足給付支給に資産等を勘案
平成30年度 (2018年度)	●地域包括ケアシステムの深化・推進 ・保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進 ・新たな介護保険施設の創設（介護医療院の創設） ・地域共生社会の実現に向けた取組みの推進（共生型サービスの創設） ●介護保険制度の持続可能性の確保 ・現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し ・介護納付金における総報酬割の導入
令和3年度 (2021年度)	●地域の介護サービスにおける支援・提供体制の整備や認知症施策の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化 ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ・地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 ・医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ・介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化 ・社会福祉連携推進法人制度の創設
令和6年度 (2024年度)	改正の基本的な視点 ◆地域包括ケアシステムの深化・推進 →感染症や災害への対応力の強化、高齢者虐待防止等の取組みの推進 →認知症の対応力向上に向けた取組みの推進 ◆自立支援・重度化防止に向けた対応 →介護サービスの質の評価と科学的介護の取組みの推進 ◆良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくり →介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組みの推進 →介護ロボット・ICT等のテクノロジーの活用などにより業務負担軽減や介護現場の生産性の向上の推進 ◆制度の安定性・持続可能性の確保 →評価の適正化・重点化 →報酬体系の整理・簡素化
令和9年度 (2027年度)	改正の基本的な視点 ◆地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に向けた取組みの推進 ◆2040年度を見据えた中長期的な推計の実施と、計画への位置付けの明確化 ◆地域の実情に応じたサービス提供体制の構築（中山間・人口減少地域における特例介護サービスの新たな類型の活用など） ◆医療・介護連携の強化（新たな地域医療構想や医療計画との整合性の確保） ◆介護人材確保と生産性向上・経営改善支援（テクノロジーの活用、事業所の協働化・大規模化の推進など） ◆高齢者の住まいの安定的な確保（有料老人ホーム等の入居定員総数や要介護者の入居状況の把握） ◆都道府県と市町村が共有の課題認識を持ってサービス提供のあり方を議論し策定

(2) 国の基本指針に基づく基本的な考え方

1. 計画策定の背景と地域共生社会の深化

我が国では、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7（2025）年を経て、高齢者人口が高い水準で推移する一方、現役世代の急速な減少が見込まれる2040年頃を見据えた対応が求められています。また、8050問題、ヤングケアラー、孤独・孤立など、複雑・複合化した課題が顕在化しています。こうした中、地域共生社会の実現に向けては、これまで進めてきた支援体制の基盤整備を踏まえ、地域の実情に応じた取組の実践と定着を図ることが重要です。

2. 全世代対応型社会保障制度への対応

令和6（2024）年4月から一部が施行された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、既存の支援体制をさらに発展させ、高齢者、子ども、障害者、困窮者など、地域のすべての住民が安心して暮らせる包括的な支援ネットワークの構築を図ることが示されています。

3. 第10期計画における重点的な取り組み

本計画では、国の第10期介護保険事業計画基本指針を軸とし、以下の3点が重要な視点として示されています。

○ 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）をさらに柔軟なものへと進化させ、通いの場の充実や多様な主体による生活支援の輪を広げていくことが重要です。

○ サービス基盤と人的基盤の持続可能性の確保

生産年齢人口の減少に伴う介護人材不足を克服するため、介護DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による業務効率化を図るとともに、外国人材の受入れ支援や介護助手の活用など、多様な人材が確保できるよう推進することが求められています。

○ 共生社会の実現を推進するための認知症施策の充実

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らせる社会の構築を目指すことが重要です。

4. 2040年を見据えた地域づくり

本計画は、2040年という長期的展望の中間に位置する重要な計画です。本市においても、人口動態の変化を的確に予測し、持続可能で全世代が安心感を持って生活できる地域包括ケアシステムの構築を目指し、住民・行政・事業者が一体となった地域づくりを推進します。

◆基本指針を踏まえた高齢者いきいきプランの策定

本プランでは、国の第10期計画の基本指針に基づき、急速な高齢化に伴う、一人暮らし高齢者の世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く様々な課題等を踏まえ、プランを策定しています。

4 プランの期間

本プラン期間は、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間とします。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年（2040年）に向けた中長期的なサービス・給付・保険料の水準を見通し、施策の展開を図ります。

5 プラン策定までの流れ

(1) 市民意見等の反映

入間市高齢者福祉審議会において内容の検討を行うとともに、**高齢者等を対象としたアンケート、市民説明会などを通じて**、市民の意見を聴取し、**プランへの**反映に努めました。

●入間市高齢者福祉審議会

保健、医療及び福祉の関係者など知識経験者に公募委員を加えた15人で構成する「入間市高齢者福祉審議会」を設置し、介護保険の給付状況や高齢者福祉施策全般の点検を行いました。

●アンケート調査の実施

本**プラン**策定に係る基礎調査として、**令和8年（2026年）1月13日～2月2日**に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。**また、令和8年（2026年）1月～3月に入間市認知症アンケート調査を実施しました。**

●市民意見の反映

市民意見の聴取（パブリックコメント）

本**プラン**の「原案」を市公式ホームページなどに**掲載し、本プランの概要を示して**広く市民から意見を聴取し、**プランに**反映しました。

(2) プラン実現に向けた関係課等との連携

本**プラン**を実現するには、庁内関係課及び関係機関との連携が不可欠です。特に地域包括ケアシステムの構築には、医療と介護の連携、認知症対策、ボランティア・市民活動団体の活用などが不可欠であるため、庁内関係課及び社会福祉協議会、医療機関、介護サービス事業者等と連携を図ります。

本**プラン**策定時において、**入間市高齢者保健福祉計画等策定委員会を設置し、プランの策定及び検証を行いました。また、**庁内関係課との計画の整合性を図るため「**庁内意見聴取**」を実施しています。